

障害者福祉支援費制度

特集号 平成15年(2003年)2月25日号

編集・発行
〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号
西宮市健康福祉局 障害新制度準備室
電話(0798)35-3767
障害福祉課
電話(0798)35-3194

支援費制度を利用するには

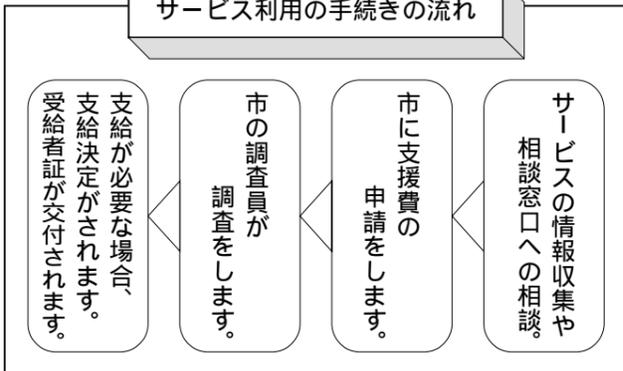
支援費制度を利用するには、市に申請をする必要があります。
まず、自分がどのようなサービスを利用したいかを考えます。サービスの情報やわからないことがあるときは、市や障害者あんしん相談窓口(裏面参照)にご相談ください。支援費制度の対象となるサービスは下記のとおりです。

支援費の対象となるサービス

区分	居宅サービス	施設サービス
身体障害者	・居宅介護(ホームヘルプ等) ・デイサービス ・短期入所(ショートステイ)	・療護施設 ・更生施設 ・授産施設
知的障害者	・居宅介護(ホームヘルプ等) ・デイサービス ・短期入所(ショートステイ) ・地域生活援助(グループホーム)	・更生施設 ・授産施設 ・通勤寮
障害児	・居宅介護(ホームヘルプ等) ・デイサービス ・短期入所(ショートステイ)	

<支援費制度に移行しないサービス>
小規模作業所、生活ホーム、緊急一時保護者(れん、フレンドハウス、こぐま園の日中利用など)
日常生活用具・補装具給付事業、更生医療・育成医療

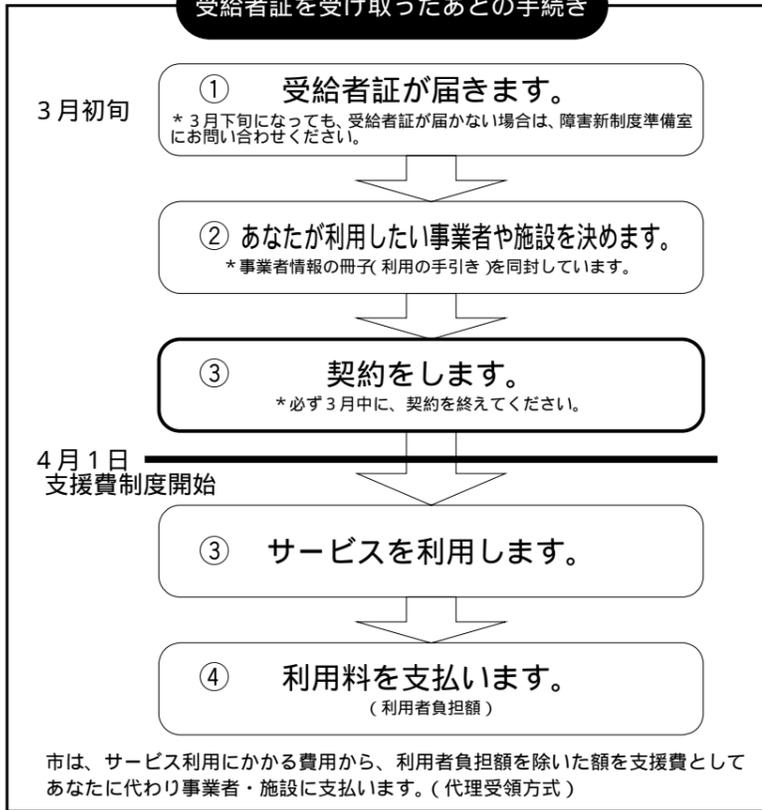
サービス利用の手続きの流れ



2003年4月から、障害者福祉のサービスが、現行の「措置制度」から「支援費制度」に変わります。「支援費制度」は、障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本意のサービスを提供する制度です。今回の特集号では、いよいよよばれる「支援費制度」の利用方法についてご案内します。
まもなく
受給者証がお手元に
支援費制度でサービスを利用するには、受給者証がないと利用できません。受給者証はサービスを利用する前に申請をし、調査を受けた後支援が必要なら交付されます。居宅サービスの申請をして、既に調査が終わった人と、現在、施設を利用中の人にまもなく受給者証を郵送します。

2003年4月から障害者福祉「支援費制度」が始まります。

受給者証を受け取ったあとの手続き



受給者証

受給者証は、支給決定されたサービスの支給量や支給期間、利用者負担額など、サービスを利用するのに、大切な情報が記載されています。また、事業者と契約する際に、必ず、必要ですから大切に扱います。

受給者証の種類
受給者証は、「居宅受給者証」と「施設受給者証」の2種類があります。また、それぞれが障害別に別れています。

(居宅受給者証)
身体障害者・知的障害者・児童の3種類があります。ページは12ページまであります。

障害者 居宅受給者証	
番号	0123456789
居住地	西宮市六湛寺町10番3号
フリガナ氏名	西宮 花子
生年月日	昭和 年 月 日
性別	女
児童	フリガナ氏名
生年月日	昭和 年 月 日
性別	
扶養義務者	氏名
氏名	
交付年月日	平成15年 月 日
受給者証交付者	000000 西宮市六湛寺町10番3号 西宮市福祉事務所長

1ページ目

障害者 施設受給者証	
番号	1234567890
居住地	西宮市六湛寺町10番3号
フリガナ氏名	西宮 太郎
生年月日	昭和 年 月 日
性別	男
扶養義務者	居住地
氏名	
交付年月日	平成15年 月 日
受給者証交付者	000000 西宮市六湛寺町10番3号 西宮市福祉事務所長

1ページ目

例) 居宅介護(ホームヘルプ・ガイドヘルプ)の時間
短期入所(ショートステイ) 月 月 日 日

支給量
居宅受給者証には、1ヶ月単位で利用できるサービスの種類とその量が記載されています。

支給期間
受給者証には、支給期間があり、居宅受給者証は、最長で1年、施設受給者証は、最長で3年となっていますが、市では、次の調査が一時期に集中しないよう、支給期間を以下のように決定します。

種類	支給期間の終了月			
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
居宅	グループホーム以外	←	←	←
	グループホーム	←	←	←
施設	市内通所施設	←	←	←
	市内入所施設	←	←	←
	市外施設	←	←	←

種類	支給期間の終了日	
	居宅	施設
居宅	グループホーム以外	平成15年10月以降に迎える最初の誕生月の月末まで
	グループホーム	平成17年4月以降に迎える最初の誕生月の月末まで
施設	市内通所施設	平成16年4月以降に迎える最初の誕生月の月末まで
	市内入所施設	平成17年4月以降に迎える最初の誕生月の月末まで
	市外施設	平成18年4月以降に迎える最初の誕生月の月末から支給決定を受けてから3年以内のどちらか短いほう

まだ調査を行っていない施設利用者のみなさんへ(経過措置該当者)
市では、まだ調査を行っていない、市内の入所施設と市外の施設利用者の調査を来年度に行います。対象となる施設の利用者には、仮の受給者証を発行します。
継続して施設を利用する人は、平成15年3月中に必ず契約を結ぶ必要があります。

不服があるときは

支援費の支給決定に不服がある場合は、次の方法により、申し出ることができます。

- ① 支援費サービス調整会議に申し出る。
市では、公平で中立的な役割を果たす第三者機関として、「支援費サービス調整会議」を設置し、支給決定の内容についての意見を求めます。
- ② 審査請求を行う。
支給決定を受けた日(今回の場合は、4月1日)から60日以内に、市長に対し、審査請求を行うことができます。